

延滞金・還付加算金

●延滞金について

納期限までに納めない場合、次に掲げる額が延滞金として加算されます。

延滞金計算方法

1 令和3年1月1日から令和8年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「延滞金特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**延滞金特例基準割合+1%**となります。(7.3%を上限とします。)

(※1)延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、次のとおりとなります。

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間は、**年2.5%(延滞金特例基準割合(1.5%)+1%)**、
令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間は、**年2.4%(延滞金特例基準割合(1.4%)+1%)**、
令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間は、**年2.8%(延滞金特例基準割合(1.8%)+1%)**

(2) 1か月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、「延滞金特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は **延滞金特例基準割合+7.3%**となります。

よって、年14.6%の割合は、次のとおりとなります。

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間は、**年8.8%(延滞金特例基準割合(1.5%)+7.3%)**、
令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間は、**年8.7%(延滞金特例基準割合(1.4%)+7.3%)**、
令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間は、**年9.1%(延滞金特例基準割合(1.8%)+7.3%)**

2 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合+1%**となります。(7.3%を上限とします。)

(※2)特例基準割合とは、「各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、次のとおりとなります。

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間は、**年2.9%(特例基準割合(1.9%)+1%)**、
平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間は、**年2.8%(特例基準割合(1.8%)+1%)**、
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間は、**年2.7%(特例基準割合(1.7%)+1%)**、
平成30年1月1日から令和2年12月31日までの間は、**年2.6%(特例基準割合(1.6%)+1%)**

(2) 1か月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合+7.3%**となります。

よって、年14.6%の割合は、次のとおりとなります。

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間は、**年9.2%(特例基準割合(1.9%)+7.3%)**、
平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間は、**年9.1%(特例基準割合(1.8%)+7.3%)**、
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間は、**年9.0%(特例基準割合(1.7%)+7.3%)**、
平成30年1月1日から令和2年12月31日までの間は、**年8.9%(特例基準割合(1.6%)+7.3%)**

●還付金について

県税を納めすぎた、また誤って納めたことにより、税金をお返す場合、次に掲げる額が還付加算金として加算されます。

還付加算金計算方法

還付額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「還付加算金特例基準割合」が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該還付加算金特例基準割合となり、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間は、年1.3%(還付加算金特例基準割合)となります。

●延滞金・還付加算金の端数処理について

延滞金・還付加算金の計算については、次のとおり端数処理を行います。

- ・延滞金・還付加算金の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
また、その金額が2,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。
- ・算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
また、延滞金の金額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

計算例(令和8年1月1日～令和8年12月31日までの延滞金)

- ・税額…30,500円 ・納期限…令和8年6月1日
- ・納期限の翌日から1月を経過する日…令和8年7月1日
- ・納付日…令和8年12月1日

年2.8%の日数……………30日(令和8年6月2日～令和8年7月1日)

年9.1%の日数……………153日(令和8年7月2日～令和8年12月1日)

30,000円(1,000円未満切捨て) × 2.8% × 30日/365日 = 69円(1円未満切捨て)

30,000円(1,000円未満切捨て) × 9.1% × 153日/365日 = 1,144円(1円未満切捨て)

69円 + 1,144円 = 1,213円……………延滞金1,200円(100円未満切捨て)

※延滞金特例基準割合及び還付加算金特例基準割合は毎年見直しが行われます。

令和9年1月1日以後の率は、県税事務所にお問い合わせください。

加算金

加算金は、個人県民税の分離課税に係る所得割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税および宿泊税についてかかりますが、その内容には3種類があります。

過少申告 加算金

■かかる場合

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、また増額の更正を受けたときにかかります。

■計算方法

増差税額×10%+ 増差税額が期限内申告額と50万円のいずれか大きい金額を超える場合は、その超える金額×5%

不申告 加算金

■かかる場合

申告書を期限後に提出した場合または申告しなかった場合にかかります。

■計算方法

納める税額×下記の税率

5%…申告書を期限後に提出した場合等

15%…申告しなかった場合等(※)

ただし、納付すべき税額が50万円を超える場合は、その超える金額×5%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、納付すべき税額が300万円を超える場合は、その超える金額×30%がかかります。

重加算金

■かかる場合

二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかります。

■計算方法

①期限内に申告書を提出している場合…増差税額×35%(※)

②期限後に申告書を提出している場合または申告していない場合…納める税額×40%(※)

(※)平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合は、納付すべき税額に10%を乗じた額が加算されます。また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、前記に該当する場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、納付すべき税額に10%を乗じた額が加算されます。

更正の請求・不服申立て

●更正の請求

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税、県民税利子割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物税、宿泊税については、申告書を提出した後で、税額が多すぎたことを発見した場合には、通常、法定納期限から5年以内に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

●不服申立て

県税の課税や徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この場合には、審査請求書はできるだけ所在地を管轄する県税事務所を通じて、正副2通提出してください。

なお、審査請求を経た後においても処分について不服がある場合には、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

県税事務所及び相談窓口の所在地

博多県税事務所



〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1-17-1
(コネクトスクエア博多2・3階)
◆JR博多駅筑紫口より約300m(徒歩5分)

TEL 092-260-6001 FAX 092-260-6011

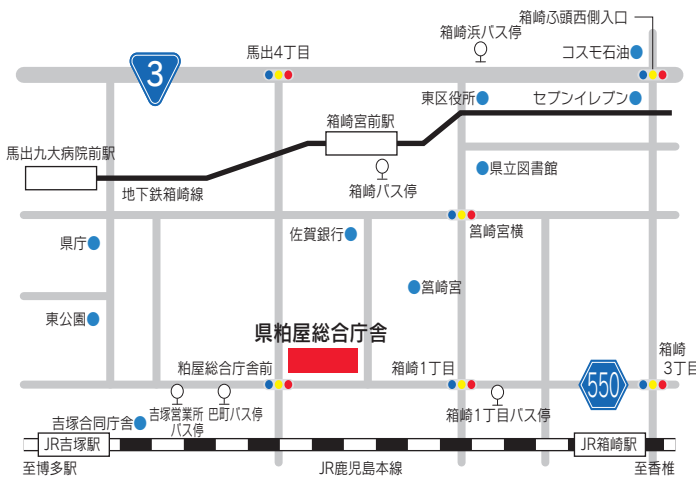
自動車税係 092-260-6009

事業税係 092-260-6003
6004

不動産取得税係 092-260-6002

管轄区域: 福岡市博多区・南区

東福岡県税事務所



〒812-8543 福岡市東区箱崎1-18-1
(福岡県粕屋総合庁舎2階)
◆地下鉄箱崎宮前駅より約600m(徒歩約8分)
JR吉塚駅・JR箱崎駅より約700m(徒歩約10分)
管轄区域: 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡

宗像地区県税相談窓口 TEL 0940-36-2107
(県税相談窓口の開庁時間は、10:00～16:00です。)



〒811-3436 宗像市東郷2-1-16
◆JR東郷駅より約1.8km(徒歩約21分)
西鉄バス「宗像警察署前」バス停より徒歩1分

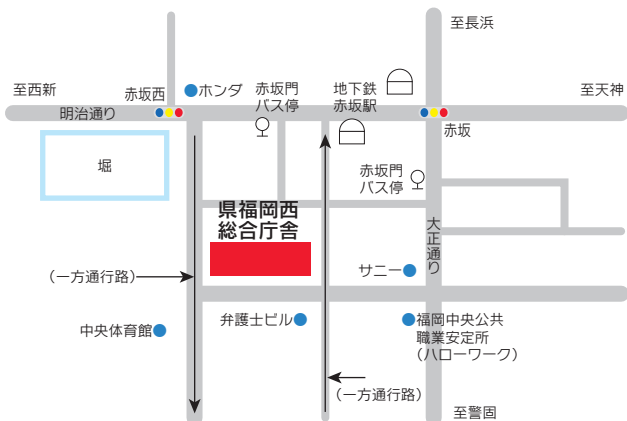
TEL 092-641-0201 FAX 092-641-0136

自動車税係 092-641-0236
0237

事業税係 092-641-0146

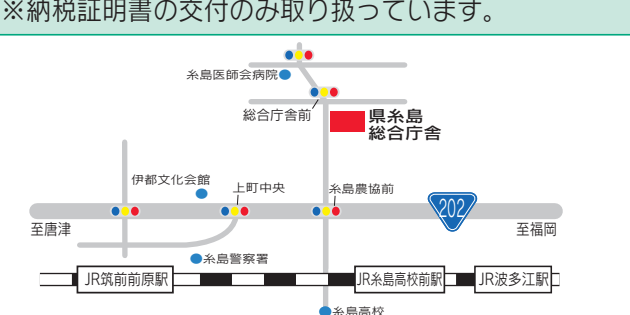
不動産取得税係 092-641-0147

西福岡県税事務所



〒810-8515 福岡市中央区赤坂1-8-8
(福岡県福岡西総合庁舎3・4階)
◆地下鉄赤坂駅2番出口より約150m(徒歩約3分)
管轄区域: 福岡市中央区・城南区・早良区・西区、糸島市

糸島地区県税出張窓口 TEL 092-322-5531
(県税出張窓口の開庁時間は、毎週水曜日の10:00～15:30です。)
※納税証明書の交付のみ取り扱っています。



〒819-1112 糸島市浦志2-3-1(福岡県糸島総合庁舎2階)
◆JR糸島高校前駅より約900m(徒歩約10分)

TEL 092-735-6141 FAX 092-715-4824

自動車税係 092-735-6214

事業税係 092-735-6143
6142

不動産取得税係 092-735-6144

北九州西県税事務所



遠賀地区県税相談窓口 TEL 093-601-2888
(県税相談窓口の開庁時間は、10:00～16:00です。)



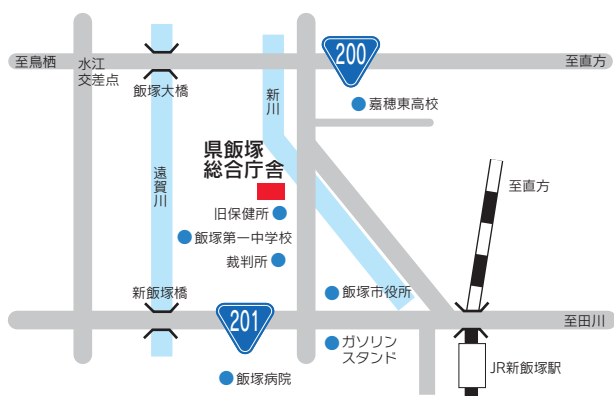
〒807-0831 北九州市八幡西区則松3-7-1(福岡県八幡総合庁舎1階)
◆JR折尾駅より約1.5km(徒歩約25分)

〒805-0062 北九州市八幡東区平野2-13-2
◆JR八幡駅より約600m(徒歩約10分)
管轄区域:北九州市戸畑区・八幡東区・八幡西区・若松区・中間市・遠賀郡

TEL 093-662-9310 FAX 093-681-4532

自動車税係 093-662-9312
9313
事業税係 093-662-9311
不動産取得税係 093-662-9315

飯塚・直方県税事務所



〒820-0004 飯塚市新立岩8-1
(福岡県飯塚総合庁舎1階)
◆JR新飯塚駅より約800m(徒歩約

TEL 0948-21-4902 FAX 0948-23-3806

自動車税係 0948-21-4922
事業税係 0948-21-4903
不動産取得税係 0948-21-4908
4904

管轄区域:直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡

田川県税事務所

〒825-0002 田川市大字伊田3292-2
(福岡県田川総合庁舎2階)

◆JR田川伊田駅、平成筑豊鉄道田川伊田駅より
約1.2km(徒歩約15分)

TEL 0947-42-9302 FAX 0947-42-9301

管轄区域:田川市、田川郡

ただし、課税については飯塚・直方県税事務所(上記)が所管

久留米県税事務所



〒839-0861 久留米市合川町1642-1
(福岡県久留米総合庁舎4階)
◆西鉄久留米駅より約1.6km(徒歩約24分)
管轄区域:久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡

朝倉地区県税相談窓口 TEL 0946-22-2037
(県税相談窓口の開庁時間は、10:00～16:00です。)



〒838-0068 朝倉市甘木2014-1(福岡県朝倉総合庁舎1階)
◆西鉄甘木駅より約1.2km(徒歩約18分)

TEL 0942-30-1012 FAX 0942-32-3751

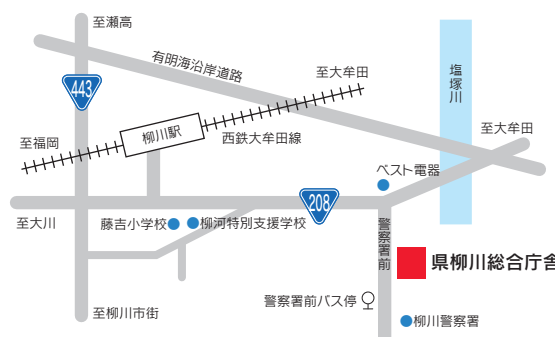
自動車税係 0942-30-1078
1026
事業税係 0942-30-1014
不動産取得税係 0942-30-1074
1016
1015

大牟田県税事務所



〒836-0034 大牟田市小浜町24-1
(福岡県大牟田総合庁舎1階)
◆JR大牟田駅・西鉄大牟田駅より約1.1km(徒歩約15分)
TEL 0944-41-5122 FAX 0944-52-1015
管轄区域:大牟田市、柳川市、みやま市
ただし、課税については久留米県税事務所(上記)が所管

山門地区県税相談窓口 TEL 0944-72-7101
(県税相談窓口の開庁時間は、10:00～16:00です。)



〒832-0823 柳川市三橋町今古賀8-1(福岡県柳川総合庁舎1階)
◆西鉄柳川駅より約1.2km(徒歩約15分)

筑後県税事務所



〒833-0041 筑後市大字和泉423
(南筑後教育事務所庁舎内)
◆JR羽犬塚駅より約800m(徒歩約12分)
TEL 0942-52-5131 FAX 0942-53-6374
管轄区域:八女市、筑後市、大川市、八女郡、三潴郡
ただし、課税については久留米県税事務所(上記)が所管

税務課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-651-1111(代) <https://www.pref.fukuoka.lg.jp>

関係機関の所在地

国税局及び税務署

国税に関するご質問・ご相談は国税庁ホームページで解決

国税庁ホームページでは、申告手続に関する案内や様式のほか、24時間ご利用いただける**チャットボット**や**タックスアンサー**などを掲載していますので、是非ご利用ください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

国税庁 税について調べる

検索



国税庁ホームページで解決しない場合は

- **国税相談専用ダイヤル ^{コクゼイ}0570-00-5901(ナビダイヤル)**をご利用ください。
 国税局に設置する「電話相談センター」につながります。
 ※上記ナビダイヤルにつながらない場合には、所轄の税務署に電話して音声ガイダンスに従い「1」（電話相談センター）を選択してください。
- **税務署での面接相談は事前予約が必要です。**
 具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、「電話相談センター」による解決が困難な相談や納付に関する相談については、所轄の税務署において面接相談を受け付けていますので面接相談の日時をご予約ください。
 ※所轄の税務署に電話して音声ガイダンスに従い「2」（税務署）を選択してください。

局署名	電話番号	所在地	管轄区域
福岡国税局	092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2-11-1福岡合同庁舎	福岡県、佐賀県、長崎県
博多税務署	092-641-8131	〒812-8706 福岡市東区馬出1-8-1	福岡市博多区・東区(香椎税務署管内を除く)
香椎税務署	092-661-1031	〒813-8681 福岡市東区千早6-2-1	福岡市東区(博多税務署管内を除く)、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
福岡税務署	092-771-1151	〒810-8689 福岡市中央区天神4-8-28	福岡市中央区・南区
西福岡税務署	092-843-6211	〒814-8602 福岡市早良区百道1-5-22	福岡市城南区・早良区・西区、糸島市
筑紫税務署	092-923-1400	〒818-8666 筑紫野市針摺西1-1-8	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
門司税務署	093-321-5831	〒801-8601 北九州市門司区西海岸1-3-10門司港湾合同庁舎	北九州市門司区
小倉税務署	093-583-1331	〒803-8602 北九州市小倉北区大手町13-17	北九州市小倉北区・小倉南区
八幡税務署	093-671-6531	〒805-8606 北九州市八幡東区平野2-13-1	北九州市八幡東区・八幡西区・戸畑区
若松税務署	093-761-2536	〒808-8606 北九州市若松区本町1-14-12若松港湾合同庁舎	北九州市若松区、中間市、遠賀郡
直方税務署	0949-22-0880	〒822-8666 直方市殿町9-10	直方市、宮若市、鞍手郡
田川税務署	0947-44-0430	〒825-0016 田川市新町11-55	田川市、田川郡
飯塚税務署	0948-22-6710	〒820-8603 飯塚市芳雄町13-6飯塚合同庁舎	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
久留米税務署	0942-32-4461	〒830-8688 久留米市諏訪野町2401-10	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
甘木税務署	0946-22-2720	〒838-0061 朝倉市菩提寺565-1	朝倉市、朝倉郡
大牟田税務署	0944-52-3245	〒836-8686 大牟田市不知火町1-3-16	大牟田市、柳川市、みやま市
大川税務署	0944-87-2125	〒831-8686 大川市大字榎津325-1	大川市、三潴郡
八女税務署	0943-23-5191	〒834-0031 八女市本町510	八女市、筑後市、八女郡
行橋税務署	0930-23-0580	〒824-8611 行橋市門樋町1-1	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

e-Tax 国税電子申告・納税システム



国税庁 e-Tax キャラクター
イータ君

自宅やオフィス等からインターネットを利用して、申告、申請、届出等ができます。
 また、便利なダイレクト納付やインターネットバイキング等のキャッシュレス納付も是非ご利用ください。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



(e-TaxHP) (福岡国税局HP)

市(区)役所及び町村役場

市(区)町村名	所在地等	市(区)町村名	所在地等
北九州市	北九州市小倉北区城内1-1 〒803-8501 TEL 093-582-4894	小郡市	小郡市小郡255-1 〒838-0198 TEL 0942-72-2111
門司区	北九州市門司区清滝1-1-1 〒801-8510 TEL 093-331-1881	筑紫野市	筑紫野市石崎1-1-1 〒818-8686 TEL 092-923-1111
若松区	北九州市若松区浜町1-1-1 〒808-8510 TEL 093-761-5321	春日市	春日市原町3-1-5 〒816-8501 TEL 092-584-1111
戸畑区	北九州市戸畑区千防1-1-1 〒804-8510 TEL 093-871-1501	大野城市	大野城市曙町2-2-1 〒816-8510 TEL 092-501-2211
小倉北区	北九州市小倉北区大手町1-1 〒803-8510 TEL 093-582-3311	宗像市	宗像市東郷1-1-1 〒811-3492 TEL 0940-36-1121
小倉南区	北九州市小倉南区若園5-1-2 〒802-8510 TEL 093-951-4111	太宰府市	太宰府市観世音寺1-1-1 〒818-0198 TEL 092-921-2121
八幡東区	北九州市八幡東区中央1-1-1 〒805-8510 TEL 093-671-0801	糸島市	糸島市前原西1-1-1 〒819-1192 TEL 092-323-1111
八幡西区	北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシテイ内 〒806-8510 TEL 093-642-1441	古賀市	古賀市駅東1-1-1 〒811-3192 TEL 092-942-1111
福岡市	福岡市中央区天神1-8-1 〒810-8620 TEL 092-711-4111	福津市	福津市中央1-1-1 〒811-3293 TEL 0940-42-1111
東区	福岡市東区箱崎2-54-1 〒812-8653 TEL 092-631-2131	うきは市	うきは市吉井町新治316 〒839-1393 TEL 0943-75-3111
博多区	福岡市博多区博多駅前2-8-1 〒812-8512 TEL 092-441-2131	宮若市	宮若市宮田29-1 〒823-0011 TEL 0949-32-0510
中央区	福岡市中央区大名2-5-31 〒810-8622 TEL 092-714-2131	嘉麻市	嘉麻市岩崎1180-1 〒820-0292 TEL 0948-42-7421
南区	福岡市南区塩原3-25-1 〒815-8501 TEL 092-561-2131	朝倉市	朝倉市甘木232-1 〒838-8601 TEL 0946-22-1111
西区	福岡市西区内浜1-4-1 〒819-8501 TEL 092-881-2131	みやま市	みやま市瀬高町小川5 〒835-8601 TEL 0944-63-6111
城南区	福岡市城南区鳥飼6-1-1 〒814-0192 TEL 092-822-2131	那珂川市	那珂川市西隈1-1-1 〒811-1292 TEL 092-953-2211
早良区	福岡市早良区百道2-1-1 〒814-8501 TEL 092-841-2131	糟屋郡	(7町)
大牟田市	大牟田市有明町2-3 〒836-8666 TEL 0944-41-2222	宇美町	宇美町宇美5-1-1 〒811-2192 TEL 092-932-1111
久留米市	久留米市城南町15-3 〒830-8520 TEL 0942-30-9000	篠栗町	篠栗町中央1-1-1 〒811-2492 TEL 092-947-1111
直方市	直方市殿町7-1 〒822-8501 TEL 0949-25-2000	志免町	志免町志免中央1-1-1 〒811-2292 TEL 092-935-1001
飯塚市	飯塚市新立岩5-5 〒820-8501 TEL 0948-22-5500	須恵町	須恵町大字須恵771 〒811-2193 TEL 092-932-1151
田川市	田川市中央町1-1 〒825-8501 TEL 0947-44-2000	新宮町	新宮町緑ヶ浜1-1-1 〒811-0192 TEL 092-962-0231
柳川市	柳川市本町87-1 〒832-8601 TEL 0944-73-8111	久山町	久山町大字久原3632 〒811-2592 TEL 092-976-1111
八女市	八女市本町647 〒834-8585 TEL 0943-23-1111	粕屋町	粕屋町駕与丁1-1-1 〒811-2392 TEL 092-938-2311
筑後市	筑後市大字山ノ井898 〒833-8601 TEL 0942-53-4111	遠賀郡	(4町)
大川市	大川市大字酒見256-1 〒831-8601 TEL 0944-87-2101	芦屋町	芦屋町幸町2-20 〒807-0198 TEL 093-223-0881
行橋市	行橋市中央1-1-1 〒824-8601 TEL 0930-25-1111	水巻町	水巻町頃末北1-1-1 〒807-8501 TEL 093-201-4321
豊前市	豊前市大字吉木955 〒828-8501 TEL 0979-82-1111	岡垣町	岡垣町野間1-1-1 〒811-4233 TEL 093-282-1211
中間市	中間市中間1-1-1 〒809-8501 TEL 093-244-1111	遠賀町	遠賀町大字今古賀513 〒811-4392 TEL 093-293-1234